

農業近代化資金

JAバンク鳥取は
地域農業をサポートします!

令和2年2月1日^①～令和3年1月31日^②
の期間中にJAで農業近代化資金をお借入の方へ…

ポイント1

1件100万円以上
お借入の方は、

最長5年間
実質金利負担

0

ゼロ!!

※1

ポイント2

全期間で
保証料負担

0

ゼロ!!

※2

お使い
みち

- ・農業用施設の建築、購入、改良、復旧
- ・農業用機械の購入・家畜の購入または育成・長期運転資金等
- ・小規模(事業費1,800万円まで)な農地の改良、造成、復旧(復旧については認定農業者のみ)

例えば

お借入額500万円あたりの
金利・保証料支払例(概算金額)

※借入期間5年・元金均等・年1回返済の場合
※金利は年0.2%で計算しております
※保証料は年0.45%で計算しております
(令和1年12月18日現在)

利子補給・保証料
助成対象前

金利 29,972円
保証料 64,489円

合計 94,461円

利子補給・保証料
助成対象後

金利 0円
保証料 0円

合計 0円

94,461円お得です!

※1: お借入から最長5年間、最大で1.00%までの借入金利息を、JAバンクが助成いたします。

※2: JAを窓口として農業近代化資金を借入れる方に対して、本来借入者が鳥取県農業信用基金協会に支払う保証料の全額を、JAバンクが助成いたします。

※店頭にて説明書をご用意しております他、返済額の試算を承っております。

※詳しくはお近くのJA窓口にお問い合わせください。

多くの皆様に幅広いサービスをご提供しています。

●お問い合わせは、お近くのJAへ。

 JAバンク鳥取



鳥取県の農業を サポートします!



商品名 農業近代化資金

ご利用いただける方 認定農業者、認定就農者、一定の要件を満たす農業者(個人・農業法人・任意団体)

ご融資金額

- 個人 1,800万円以内
- 農業法人・任意団体 2億円以内
- 農業参入法人 1億5,000万円以内

※借入金額は事業費の80%以内。ただし、認定農業者の場合は特例として100%の借入が可能です。
※最低限度額は借入申込み毎に、20万円以上。

ご融資期間

- 認定農業者 15年以内(うち据置期間7年以内)
- 認定農業者以外の農業者 15年以内(うち据置期間3年以内)
- 認定新規就農者 17年以内(うち据置期間5年以内)

※農機具のみ、家畜購入育成資金のみの場合は、認定農業者・認定農業者以外の農業者は7年以内(うち据置期間2年以内)、認定新規就農者は10年以内となります。

ご融資利率

- 認定農業者の場合 0.16%~0.18%(固定金利)
- 認定農業者以外の方 0.2%(固定金利)

※記載の金利は令和1年12月18日時点のものです。実行時点の金利は変更になる場合がございます。
※お借入から最長5年間、最大で1.00%までの借入金利息を、JAバンクが助成いたします。

ご返済方法 元金均等返済(年1回)

留意事項 やむを得ない理由により、利子補給承認前に事業着手が必要な場合には事業着手願の提出が必要。この場合行政機関が当該書類を受理した時点から着手が可能。

担保・保証

鳥取県農業信用基金協会の保証を受けていただきます。(保証料率0.20%~0.45%)
※記載の保証料率は令和1年12月18日時点のものです。実行時点の保証料率は変更になる場合がございます。
※令和2年2月1日~令和3年1月31日までにお借入の方に対し、本来借入者が鳥取県農業信用基金協会に支払う保証料の全額を、JAバンクが助成いたします。
※必要に応じて担保または保証人を徴求する場合がございます。

申込時の留意点

- 本資金を利用した事業の融資決定前の着工および着工後のお申込みは認められておりません。
- お申込みに際しては、JAが指定する保証機関に加え、行政等の審査が必要となるため、回答に時間がかかる場合もございます。
- 審査の結果によって、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承下さい。
- 500万円以内のお申込みにつきましては、簡易手続きが可能となります。**

必要書類について

- ①経営改善資金計画書
特別融資制度推進会議に諮った場合
- ②経営改善資金計画認定通知書(写)
認定農業者の場合
- ③農業経営改善計画認定申請書(写)
- ④農業経営改善計画認定書(写)
- ⑤見積書・カタログ
- ⑥直近3年分の決算書等の写し
- ⑦補助金交付決定通知書(補助残融資の場合)
- ⑧登記簿謄本(法人の場合)
- ⑨定款・規約(法人・団体の場合)
- ⑩総会議案・総会議事録(法人・団体の場合)
- ⑪その他の必要とする書類